

# フランスにおける〈セキュリティ〉政策 ——立法のインフレ化と「自由」の危機?——

今 野 健 一\*

はじめに

- I 1990年代以降のセキュリティ政策の展開
  - II セキュリティ政策のフランスモデルとその変容
  - III 積極的な安全立法活動とその憲法上の問題点
- おわりに

## はじめに

19世紀以来、自由主義的な国家に委ねられた任務は、国民の身体と財産を保護することである。秩序の維持を通じて、社会生活の平和と安全を確保することが、国家の枢要かつ排他的な機能と認められてきた。しかし、現代社会の発展のダイナミズムは、国家の機能を、より広汎な視点から再構成するよう促す。つまり、個人がさらされるあらゆる種類のリスクから個人を保護するという、〈セキュリティ〉の問題構成の登場である<sup>1)</sup>。〈セキュリティ〉の論理は、「リスク社会」化した現代社会の多様なリスクに及ぶものであるが、本稿では、犯罪・暴力のリスクからの保護要求の高まりとそれへの対応のありように注目する<sup>2)</sup>。

欧米諸国では、既に犯罪・暴力からのセキュリティの問題が広く社会的に認知されており、特に2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件以降は、テロリズム対策と日常生活の安全のための立法措置を採択する動きが一般化する。本稿で考察の対象とするフランスでも、セキュリティが政治的アジェンダの優先事項の1つとなり、特に2002年以降の積極的な安全立法政策の展開が顕著な特徴を示している<sup>3)</sup>。本稿は、フランスにおけるセキュリティ政策の動向を概観し、その

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第9巻第3号2010年11月 ISSN 1347 - 0388

※ 山形大学人文学部教授

1) Chevallier, J., *L'État post-moderne*, Paris, LGDJ, 2003, p. 52.

政策モデルの変容をめぐる議論を紹介しつつ、「安全」(sécurité)と「自由」(liberté)を如何に折り合わせるかという困難な課題に直面して苦闘するフランスの姿を浮き彫りにすることを目的とする<sup>4)</sup>。

## I 1990年代以降のセキュリティ政策の展開<sup>5)</sup>

### 1. 犯罪の「社会的予防」の伝統

フランスにおいて、〈セキュリティ〉(sécurité)の概念が政治的議論に登場するようになるのは、1970年代半ばのことである<sup>6)</sup>。その時期、身体・財産に関わる安全の悪化、非安全(insécurité)が問題となり始めるが、伝統的に右翼(右派)の信奉する価値であったセキュリティに対する左翼(左派)の向き合い方は、なお消極的であった。1981年のミッテラン(F. Mitterand)政権の誕生は、セキュリティ問題への左翼(左派)の本格的な取り組みを促し、ボンヌメゾン

- 
- 2) 筆者は、比較的早くから、日常生活における犯罪・暴力のリスクからの個人のセキュリティ確保のありようを探ることを課題とする、学際的な共同研究を進めてきた。これまでに発表した研究論文は次のとおりである。①高橋早苗=今野健一「リスク社会における個人のセキュリティに関する研究・序説」『仙台白百合女子大学紀要』7号(2003年)91頁、②今野健一=高橋早苗「犯罪のリスクと個人のセキュリティ—イギリスとフランスを中心に」『山形大学法政論叢』28号(2003年)1頁以下、③今野健一=高橋早苗「アメリカにおける犯罪のリスクと個人のセキュリティ」『山形大学法政論叢』31号(2004年)47頁以下、④今野健一=高橋早苗「フランスにおける暴動—都市暴力・若者・セキュリティ政策」『山形大学法政論叢』36号(2006年)57頁以下、⑤今野健一=高橋早苗「ニューヨーク市における犯罪の減少と秩序維持ポッシング」『山形大学紀要(社会科学)』38巻2号(2008年)37頁以下。なお本稿は、平成19~21年度日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C))の交付を受けた、筆者を研究代表者とする共同研究「犯罪・暴力のリスクと個人のセキュリティに関する比較法制的・憲法理論的研究」(課題番号19530019)の研究成果の一部である。
- 3) 本稿では、テロ対策は考察の対象としない。テロ対策法制に関する主な研究としては、新井誠「フランスにおけるテロ対策法制」大沢秀介=小山剛編『市民生活の自由と安全』(成文堂・2006年)123頁以下、大藤紀子「テロ—フランス法の対応」『社会科学研究』59巻1号(2007年)3頁以下、村田尚紀「フランスにおける自由と安全—テロ対策を手がかりに」森英樹編『現代憲法における安全』(日本評論社・2009年)368頁以下などがある。
- 4) 浦田一郎先生には大学院でご指導いただいた。それ以来、折に触れてご教示をいただいている。拙いものであるが寄稿させていただくことで、感謝の念を表明したい。
- 5) この部分についてより詳しくは、今野=高橋④論文68頁以下を参照。
- 6) 〈セキュリティ〉の概念は、秩序維持を中核とする公的安全(sécurité publique)という、法学的アプローチに固有の伝統的概念とは区別される、社会学・政治学・心理学等をも加えた、より広い枠組みで考察されるものである。Gleizal, J.-P. et Froment, J.-C., *Les politiques locales de sécurité*, Voiron, La Lettre du Cadre, 2002, p. 7.

(Bonnemaizon) 報告書 (1982年) に代表される予防的アプローチの伝統を創出するに至る。その特徴は、犯罪予防への「社会的」アプローチを掲げる点にある。統合と連帯の戦略の必要性を強調し、不利な状況に置かれた地域、特に大都市「郊外」(banlieues) の再統合に力点を置くものであった<sup>7)</sup>。

## 2. セキュリティの再建～転機としての1997年

1997年に政権に返り咲いた左翼(左派)は、同年10月にヴィルパント(Villepinte)市で開催されたシンポジウムで、転機を印象づけた。社会党は、セキュリティは「右派のものでも左派のものでもない」共和主義的な価値であり、1789年人権宣言で示された「基本的権利」であること、および、セキュリティが失業に次いで政府の第2の優先課題になることを宣言した。左翼(左派)によるセキュリティ政策の重視は、世論におけるセキュリティの欲求の強さを考慮したものであった。ジョスパン(L. Jospin)内閣は、犯罪予防政策として、1997年に「地域安全契約」(contrat local de sécurité : CLS)<sup>8)</sup>の仕組みを設け、地域のパートナーシップの原則に基づく安全対策を推進した。この仕組みの下で、地域に基礎を置いた警察活動としての「近隣警察」(police de proximité)制度<sup>9)</sup>の導入が促進された。また「近隣司法」(justice de proximité)の政策展開の結果として、軽微な犯罪の多発する要注意地区に「正義と法の家」(maisons de la justice et du droit)などの施設の設置が進められた。

7) 鎮圧(répression)よりも予防(prévention)を重視し、伝統的な刑事司法制度の枠外で、地方(特に市町村)レベルでの広汎なパートナーシップに基づく新しい行政構造が構想された。その後、ボンヌメゾン報告の熱情は次第に薄れ、犯罪予防は都市政策のプログラムの中で扱われるものとなっていった。

8) CLSについて紹介する邦語文献として、今井勝典=浦中千佳央「フランスの地域安全契約制度について」『警察政策』8巻(2006年)179頁以下がある。

9) 英米のコミュニティ・ポリシング(community policing)の流れに属する「近隣警察」は、地域住民のより良い日常生活の条件を創り出すという目標の下に、警察官が地域住民の生活に密着し、住民の要望に応じたサービスを提供しつつ、秩序維持・犯罪予防を目指すものである。Voir, *Guide pratique de la police de proximité*, Paris, La Documentation française, 2000. なお、谷口清作「フランスの治安悪化と警察改革」『捜査研究』608号(2002年)44頁も参照。

### 3. セキュリティの上昇～2002年以降

右翼（右派）が政権復帰を果たす2002年以降、フランスのセキュリティ政策は顕著な展開を見せる。2002年の大統領選挙では、治安対策を選挙戦の中心的争点に位置づけ、ジョスパンと社会党の治安対策の不十分さを攻撃する戦術に出た現職のシラク（J. Chirac）が再選を果たす。新たに組閣されたラファラン（J.-P. Raffarin）内閣の下で、ニコラ・サルコジ（Nicolas Sarkozy）が内務・国内治安・地方自由相に任命された。「法と秩序」を強調し、国内治安対策に積極的な姿勢を示すサルコジ内相の下での最初の変化は、近隣警察の改革の中止として現われる。警察官に犯罪と闘うことを強く求める内相は、若者とスポーツをしたり、ソーシャルワーカーの役割を演じたりして要注意地区にコミットする警察官を激しく非難した<sup>10)</sup>。また、後述するように、2003年3月18日の「国内治安のための法律」など、治安対策・刑事改革のための重要な法律が、往々サルコジ内相の主導で、2002年以降、次々に制定された。立法の間隔が短く、前法の効果が確認されないうちに新法が制定されるという状態であった。2001年9月11日のテロ攻撃や、2005年の郊外での暴動<sup>11)</sup>、社会の耳目を集める重大な刑事事件の頻発などが、こうした政治的動向を促進したと考えられる。「フランスは、……それが我々をどこまで導くことになるかを知り得ないままに、『治安主義的な社会的ポピュリズム』を選択するように見える」<sup>12)</sup>。

## II セキュリティ政策のフランスモデルとその変容

### 1. 過去との断絶？

上記のようなセキュリティ政策の変容（発展？）の解釈ないし分析として、かかる変化は新しいパラダイムの採用を意味するものであり、ガーランド（D. Garland）が英米について明らかにしたような〈新しい統制の文化〉<sup>13)</sup>が、フラ

---

10) Mouhanna, C., « Police : de la proximité au maintien de l'ordre généralisé ? », in Mucchielli, L. (dir.), *La frénésie sécuritaire : retour à l'ordre et nouveau contrôle social*, Paris, La Découverte, 2008, p. 78.

11) 2005年の暴動（émeutes）について詳しくは、今野＝高橋④論文を参照。

12) Salas, D., *La volonté de punir : essai sur le populisme pénal*, Paris, Hachette Littératures, 2005, p. 55.

ンスでもますます見出されるようになっていて、とする有力な見解<sup>14)</sup>が提示されている。Ⅲで検討するところから明らかなように、説得力のある見方だと思われる。ただし注意すべきは、それが〈過去との訣別ないし断絶〉を指摘するものと単純に捉えられるべきものではないということである。セキュリティに関わる政策展開は一定の複雑さを含むものであり、単線的で平板な捉え方は、むしろ思わぬ過誤に陥る原因となりかねない<sup>15)</sup>。ここでは、断絶というより過渡期にあると理解して、予防よりも鎮圧を強調する政策展開の一方で、公共空間におけるセキュリティの問題に配慮する犯罪予防論の発展を指摘する次のような見解<sup>16)</sup>に注目したい。

## 2. フランスにおける犯罪予防論の発展

1980年代早期に構想され実施された犯罪予防のフランスモデル（ボンヌメゾン・モデル）は、「社会的予防」に焦点を合わせてきた。その目的は、逸脱行動が生じることを回避し、かつ逸脱を促進する社会的諸要因を減らすため、個人のパーソナリティおよび生活条件に対して、間接または直接の影響を及ぼすことである。このモデルは、犯罪の根本原因（貧困、教育の欠如、不安定・低賃金労働、貧困な居住条件）に焦点を合わせる。これらの原因に対して働きかけることは、人々を犯罪から遠ざけるものと想定される。

フランス的な犯罪予防モデルと対照的なものと考えられてきたのが、英米モデ

13) Garland, D., *The Culture of Control: Crime and Social Order in Contemporary Society*, Chicago, The University of Chicago Press, 2001.

14) 暴力・犯罪、非安全など多岐にわたるセキュリティ問題の研究を精力的に進めている社会学者のローラン・ミュキエリ (Laurent Mucchielli) は、このような理解をとる。Mucchielli, L., « Introduction », in Mucchielli (dir.), *op. cit.*, p. 17.

15) フランスの治安政策の「アメリカ化」の傾向、厳罰主義、特にニューヨーク市の「ゼロ・トレランス」(tolérance zéro) 政策の「模写」(fac-similé) が指摘されることがある。しかし、政治家や治安対策の専門家の言説等から推測されることは異なり、制度の輸入はもとより、ゼロ・トレランス政策の参照にも慎重さが見られると言われる。Maillard, J. de et Le Goff, T., « La tolérance zéro en France, succès d'un slogan, illusion d'un transfert », *Revue française de science politique*, 59(4), 2009, p. 655 et s.

16) Wyvekens, A., « The evolving story of crime prevention in France », in Crawford, A. (ed.), *Crime Prevention Policies in Comparative Perspective*, Cullompton, Wilan Publishing, 2009, p. 110 et s.

ルともいふべき「状況的予防」(situational prevention)の考え方である。これは、犯罪が行われ得る状況を是正することで、犯罪の機会を減少させることを目指すものである<sup>17)</sup>。状況的予防理論は、フランスでは長らく周辺的な存在であったが、近年その「発見」が進んでいると言われる。それは公共空間への関心・配慮の高まりと軌を一にする。状況的犯罪予防と同義と見なされたCCTV (closed circuit television)の顕著な増加をはじめ、恵まれない都市地域での、公私の空間の区別を基礎とし居住イメージに配慮した近隣景観の整備を進める改革プログラムの実施、都市再開発や公衆に開放される施設の建築に際しての公的な安全検査の義務づけなどが、状況的犯罪予防への転換を示すものと受け止められる。しかし、それらはすべて、懐疑や批判の的となった<sup>18)</sup>。

そこで注目されるのは、別な方法で公共空間の安全を取り戻そうとする多様な実践例である。それらは、秩序違反行為(disorders) = incivilityの克服を、そのコインの裏面であるcivilityの面から考察しようとする。相互作用としてのcivilityを実現するものは、公共の場所で人々が摩擦・紛争を回避しようとする自然な振舞いであり、これはcivic skillsと呼ばれる。その意味で、civilityは、公共空間を利用する礼儀をわきまえた振舞い方である。空間の安全性を取り戻すために採用される手法は、その空間を利用する人々のcivic skillsと、civilityを生み出す彼らの能力を信頼し、彼らの利益も考慮しつつ、空間利用の秩序形成に利用者を関与させるというプラグマティックな方法である。鉄道駅やショッピングモール、公立学校、公園、街路、バス路線などを対象とした一連の調査・研究で、この手法が安全の回復に効果のあることが確認されている<sup>19)</sup>。

このような、監視カメラの設置に矮小化されない、より複雑な形態の状況的予防の展開は、自分たちの身近な場所の利用に配慮して秩序違反や犯罪を抑止する

---

17) 状況的犯罪予防論は、環境犯罪学の基礎理論の1つである。環境犯罪学とは、「環境(主に建物や地域など)がもつ犯罪誘発要因を分析し、犯罪機会の減少を目的として防犯環境の設計管理を提起する犯罪学」である。後に触れる防犯空間理論や「割れ窓」理論も、そこに含まれる。瀬川晃「犯罪予防論の新局面—英米の『環境犯罪学』が教えるもの—」『矯正講座』19号(1996年)1頁以下。

18) Wyvekens, *op. cit.*, pp. 120-122.

19) *Ibid.*, pp. 122-123.

市民の能力に着目するという意味で、防犯空間（defensible space）理論や「割れ窓」理論（broken windows theory）のアプローチに沿うものといえる<sup>20)</sup>。社会的予防モデルの有効性が疑われ、警察力による〈鎮圧〉が優先される傾向がある現在、安全を生み出す市民のスキルに期待を寄せるアプローチは、共同体（community）概念を忌避するフランスでは歓迎されていないとしても、なお注目すべきものである。それは、何でも国家に期待するフランス的傾向から離れ、市民を「クラブ財」ではなく「公共財」としての公共空間に共同で責任を負うことができる存在と見なす、新たな犯罪予防モデルの可能性を示唆するものである<sup>21)</sup>。

### Ⅲ 積極的な安全立法活動とその憲法上の問題点

#### 1. 〈セキュリティの熱狂〉の中の立法積極主義

先に述べたように、セキュリティ政策に関する転機は1990年代末に遡るが、特に2002年以降、多数の治安対策・刑事改革立法が陸続として現われた（次頁の表を参照）。立法のインフレ化ともいうべき状況であるが、これはまさに〈セキュリティの熱狂〉（frénésie sécuritaire）<sup>22)</sup>が統治者の心を掴んだ結果と評される。

2001年11月15日法は、国内の治安状況の悪化（特に青少年犯罪の増加）を主な理由として構想・提案されたが、9・11テロの影響で急遽、テロ対策に関わる修正が加えられた上で成立した<sup>23)</sup>。その後、セキュリティ政策の強化が国内政治の

20) *Ibid.*, p. 119. 防犯空間理論は、街頭または公共空間が監視可能な防犯空間として設計されることを提案する。「割れ窓」理論は、無秩序状態（「割られた窓」）の放置はより重大な犯罪を招く危険性があるとして軽微な犯罪や秩序違反行為の排除を主張する。

21) *Ibid.*, p. 125. 「クラブ財」（club good）とは、人々が特定の地域に居住することによって生まれるセキュリティの一形態（隣人の慣行や規範、日常的な行動や監視のあり方と、それらに対する信頼に由来するセキュリティ）である。こうした私的なセキュリティの集合性・相互性は非居住者には何ら恩恵をもたらさないことから、「クラブへの加入」にたとえて「クラブ財」と呼ばれる。Hope, T., « Inequality and the clubbing of private security », in Hope, T. and Sparks, R. (eds.), *Crime, Risk and Insecurity*, London, Routledge, 2000.

22) Mucchielli, *op. cit.*, p. 8.

23) 同法の背景と成立過程に関しては、門彬「非行対策法からテロ対策法へ：『日常生活の安全に関する法律』成立』『外国の立法』211号（2002年）91頁以下を参照。

表 2001～2008年の主な治安対策・刑事改革立法

2001-11-15	日常生活の安全に関する法律 (Loi n° 2001-1062 du 15 novembre 2001 relative à la sécurité quotidienne, <i>JO</i> 16 novembre 2001, p.18215)
2002-8-29	国内治安のための指針および計画に関する法律 (Loi n° 2002-1094 du 29 août 2002 d'orientation et de programmation pour la sécurité intérieure, <i>JO</i> 30 août 2002, p.14398) (Loi Sarkozy I, ou LOPSI)
2002-9-9	司法のための指針および計画に関する法律 (Loi n° 2002-1238 du 9 septembre 2002 d'orientation et de programmation pour la justice, <i>JO</i> 10 septembre 2002, p.14934) (Loi Perben I)
2003-3-18	国内治安のための法律 (Loi n° 2003-239 du 18 mars 2003 pour la sécurité intérieure, <i>JO</i> 19 mars 2003, p.4761) (Loi Sarkozy II)
2004-3-9	犯罪の進化に司法を適応させるための法律 (Loi n° 2004-204 du 9 mars 2004 portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité, <i>JO</i> 10 mars 2004, p.4567) (Loi Perben II)
2005-12-12	刑法犯の再犯の取扱いに関する法律 (Loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005 relative au traitement de la récidive des infractions pénales, <i>JO</i> 13 décembre 2005, p.19152)
2007-3-5	犯罪の予防に関する法律 (Loi n° 2007-297 du 5 mars 2007 relative à la prévention de la délinquance, <i>JO</i> 7 mars 2007, p.4297)
2007-8-10	成年者及び未成年者の再犯防止強化に関する法律 (Loi n° 2007-1198 du 10 août 2007 renforçant la lutte contre la récidive des majeurs et des mineurs, <i>JO</i> 11 août 2007, p.13466)
2008-2-25	保安拘留及び精神障害を原因とする刑事責任無能力の宣告に関する法律 (Loi n° 2008-174 du 25 février 2008 relative à la rétention de sûreté et à la déclaration d'irresponsabilité pénale pour cause de trouble mental, <i>JO</i> 26 février 2008, p.3266)

重要課題の地位を確立する中で、サルコジ内相のイニシアチブにより、国内治安対策の強化を目的とする2002年8月29日法と2003年3月18日法が制定された<sup>24)</sup>。

24) これらの法律の制定過程と概要に関しては、門彬『『国内治安のための法律』—犯罪者のDNA情報蓄積から国旗・国歌侮辱罪まで—』『外国の立法』219号(2004年)109頁以下を参照。

特に後者は、テロとの闘いにより正当化される警察権限の拡大措置を超えて、いわゆるジプシーなどの遊動民・移動生活者や、売春婦、公営住宅団地のロビーにたむろする若者たち、物乞いを標的とする、公共空間の占有と使用に関わる新たな犯罪類型を設けるなど、〈鎮圧的〉(répressive)と形容される政策を強力に打ち出すものであった。

また、司法の近代化を目的とする改革が、2002年9月9日法と2004年3月9日法の制定を通じて進められた。前者は、少年犯罪対策として「教育的制裁処分」(sanctions éducatives)や「閉鎖型教育センター」(centres éducatifs fermés)の導入<sup>25)</sup>など、未成年者に対する新しい措置を含んでいる。また、後者では、刑事訴訟法が全体的に改正され、特別な刑事手続を設けて組織犯罪対策の強化が図られるとともに、裁判過程の迅速化を進める「事前に有罪を認めるための出頭」(comparution sur reconnaissance préalable de culpabilité)手続が導入されるなどした<sup>26)</sup>。

その後も、再犯の防止を推し進める2005年12月12日法と2007年8月10日法、犯罪予防対策に関わる2007年3月5日法、さらに、再犯者や精神障害による刑事無答責への対策強化を図る2008年2月25日法が、次々に制定された<sup>27)</sup>。

未成年犯罪者のための特別な法的保護の撤廃さえ視野に入れたサルコジ内相によって議論が喚起される中で、2007年3月5日法は、13歳以上の未成年者への刑事示談(composition pénale)手続や即時出頭(comparution immédiate)手続の適用拡大など、少年司法における未成年者保護を縮小する改革を進めた<sup>28)</sup>。また、サルコジが2007年5月に大統領に選出されてすぐに可決された2007年8月

25) これらの措置については、渡邊真也「フランスの少年司法制度に関する一考察(2)」『刑政』119巻12号(2008年)71頁以下を参照。

26) 2004年3月9日法の紹介として、末道康之「フランス刑事立法の動向—Loi Perben IIについて」『南山法学』29巻2号(2006年)123頁以下、谷口清作「フランス組織犯罪対策法の成立とその課題」『警察学論集』57巻4号(2004年)150頁以下がある。

27) これらの立法に関しては、『日仏法学』25号(2009年)255頁以下の刑事法紹介論文(北川敦子「犯罪予防対策」、同「再犯防止強化」、新倉修「保安拘留と触法精神障害対策」、末道康之「再犯者処遇に関するフランスの新動向—再犯者処遇に関する2005年12月12日法を中心に」『南山法学』30巻2号(2007年)93頁以下、同「フランスの保安処分をめぐる一保安留置と精神障害による刑事免責宣告に関する2008年2月25日法による改正」『南山法学』33巻3・4号(2010年)217頁以下を参照。

10日法は、再犯者に関する選挙公約を反映するもので、成年者・未成年者の双方につき再犯者に刑の下限を設けるとともに、16歳以上の未成年者に対して成年者と同等の刑を科す可能性を認めた。さらに、2008年2月25日法が設けた「保安拘留」(rétenion de sûreté)の仕組みは、15年以上の重罪懲役に服した後でも、極端に高い再犯可能性を帯びているという特別な危険性があると判断される場合には、対象者を社会医療司法保安センターに収容することができ、この措置は対象者が「危険」であると判断される限り更新され得るというものであった。

以上のような、治安対策・刑事司法改革に関わる積極的な立法活動は、セキュリティ問題の政治的な利用や、犯罪への恐怖と非安全の感情に囚われた世論、被害者(団体)のプレzensの増大などを背景に展開された。犯罪・暴力のリスクを最大限回避するために、数多くの刑罰の創設、重罰化、危険な犯罪者の治療・監視・排除が促進されてきた。フランスのある刑事法学者が言うように、刑事司法制度は、全体として、犯罪のリスクに「過剰な武装化」(surarmement)で対応してきたように見える。かような立法積極主義は、被害者を始めとする世論を満足させることができるだろうか。世論が果てしなく処罰・治療・処遇・監視することを欲する人々を、より不利な社会関係の中に閉じ込めてしまうことになるのではないか。そのような人々は、彼らが犯罪行為に走る背景にある〈傷つきやすさ〉(vulnérabilités)を、より一層、負わされることになるのではないか<sup>29)</sup>。

## 2. 「安全への権利」

「安全」は多義的な用語であるが、法学の世界では一般に、個人の「安全」(sûreté)と「公的な安全」(sécurité publique)とが区別される。前者が、1789年人権宣言第2条が定める個人の自由、つまり公権力によって恣意的に逮捕・勾

---

28) 刑事示談手続の未成年者への適用拡大は、自己の有罪性の承認を第一条件とするから、未成年者の自己負罪を禁止する国連子どもの権利条約に反する。また、検察官の裁量で裁判所への即時の事件係属を認める即時出頭手続の適用は、犯罪行為と加害少年の人格に関する公平な評価と認識に基礎を置く保護モデルを歪曲するものである。Lazerges, C., « Un populisme pénal contre la protection des mineurs », in Mucchielli (dir.), *op. cit.*, p. 37.

29) Danet, J., « Cinq ans de frénésie pénale », in Mucchielli (dir.), *op. cit.*, p. 26 et s. ; Danet, J., *Justice pénal, le tournant*, Paris, Gallimard, 2006.

留されない権利を意味するのに対し、後者は、秩序の維持と結びつけて理解されることが多い。ある論者は「公的な安全」を、〈意図的なものにせよ偶発的なものにせよ、身体および財産にもたらされる損害のリスクの可能な限りの低減〉と定義する<sup>30)</sup>。このうち、本稿の視点からは、〈意図的な損害のリスクの低減〉、つまり、個人の生命・身体の完全性、またはその財産に対する侵害行為（多様な形態の暴力、窃盗など）の鎮圧を要求するものとして、「安全」(sécurité) が理解される。

憲法院は、1981年1月19日および20日の判決<sup>31)</sup>で、〈公の秩序〉(ordre public) の侵害を「特に身体と財産の安全(sécurité) への侵害」であると定義している。「安全」(sécurité) は、憲法院によって明示的に定式化された〈公の秩序〉の唯一の構成要素である<sup>32)</sup>。そして、憲法院は1982年7月27日の判決<sup>33)</sup>で、〈公の秩序〉に憲法的価値を認めている。憲法上明示されていないが、「安全」(sécurité) は法規範のヒエラルキーの最上位に位置づけられた。

他方で、立法上、「安全」(sécurité) は、1995年に「基本的権利」とされた。1995年1月21日の法律(安全に関する指針及び計画法)<sup>34)</sup>の第1条は、「安全は、基本的な権利であり、個人的自由および集団的自由の行使の条件の1つである。国家は、共和国の領土の全体に関して、諸制度および国民の利益の保護、法律の尊重、平和と公の秩序の維持、身体と財産の保護に留意しつつ、安全を確保する義務を負う」と規定する。1995年法で打ち出された「安全への権利」(droit à la sécurité) は、2001年11月15日法でその定義が微妙に修正されるが、2003年3月18日法で旧に復する。いずれにせよ、その基本権としての位置づけと〈自由の行使の条件〉とする定式に変更はない。

ただし、「安全への権利」が基本権であるとしても、その「基本性」は相対的

30) Vincent-Legoux, M.-C., *L'ordre public : étude de droit comparé interne*, Paris, PUF, 2001, p. 354.

31) Décision n° 80-127 DC du 19-20 janvier 1981.

32) Vimbert, C., « L'ordre public dans la jurisprudence du Conseil constitutionnel », *R.D.P.*, 1994, p. 700. この「安全」には、個人の身体的な安全のほかに、「国家の安全保持」(la sûreté de l'Etat) も含まれる。

33) Décision n° 82-141 DC du 27 juillet 1982.

34) Loi n° 95-73 du 21 janvier 1995 d'orientation et de programmation relative à la sécurité, *JO* 24 janvier 1995, p. 1249.

なものであるから、それが憲法的意味のある実質的な法規範として機能することはないという理解<sup>35)</sup>が示される。確かに、「安全」と「自由」の間の均衡を如何に見出すかという基本的な問題は、〈安全の基本権化〉で、解決されることも解消されることもない<sup>36)</sup>。問題は残ったままである。むしろ注目すべきは、安全(sécurité)への懸念が個人の安全(sûreté)への懸念に優ると見られる現状<sup>37)</sup>にあって、「安全への権利」の法的宣言が、その後の一連の治安対策立法や刑事政策の展開に与えた現実的な影響である。「処罰する権力は、デモクラシーが自分の手で自分に与える防壁線となる。デモクラシーは、恣意から諸自由を保護する安全(sûreté)よりも、これら同じ諸自由を保護するために安全(sécurité)を選ぶ。安全(sécurité)への権利は、刑事政策の準拠規範となる」<sup>38)</sup>。

### 3. 「安全」と憲法院

憲法院は、1981年1月19・20日の判決以来、〈法律違反の捜査に不可欠な措置、および、公の秩序の侵害、特に身体と財産の安全への侵害の予防に不可欠な措置〉と諸自由との間のバランスを探ってきた。立法者が〈公の秩序〉に基づいて自由の行使を制限するとき、立法者には、憲法上の自由と〈公の秩序〉との間で「調整(両立)」(conciliation)を行うことが求められる。その意味では、個人的自由、コミュニケーションの自由、外国人の自由、結社の自由でさえも、〈公の秩序〉の要求によって制約され得ることになる。しかし同時に、〈公の秩序〉も絶対的な価値ではあり得ない。公的な安全は、自由の効果的な行使を保障するよう構成されなければならない、公的な安全の概念に含まれる治安主義的な目標を徹底的に追求しようとする意思は排除される<sup>39)</sup>。

35) 新井誠「フランス法における『基本権』としての『安全』をめぐる憲法論」『慶應の法律学 公法I』(慶應義塾大学出版会・2008年)174頁。

36) 社会学者のロベール・カステルによれば、近代の民主主義の実践に内在する「矛盾は、ここでは安全(sécurité)が1つの権利であるが、しかしこの権利の実現は権利を損なう手段を用いることなしには完全には行われえないという事実によって示される」。Castel, R., *L'insécurité sociale : qu'est-ce qu'être protégé ?*, Paris, Seuil, 2003, p. 24. ロベール・カステル(庭田茂吉ほか訳)『社会の安全と不安全』(萌書房・2009年)19頁。

37) 2002年以來の諸立法、特に2004年3月9日法がそれを確認する。Fialaire, J. et Mondielli, É., *Droits fondamentaux et libertés publiques*, Paris, Ellipses, 2005, p. 354.

38) Salas, *op. cit.*, p. 48.

問題は、立法者による「調整」の原則（基準）を提示することの困難さにある。安全の過度な追求とは如何なるものか、自由の侵害はどの程度まで許容されるのか。この点で、従来から、憲法院は比例性の統制（*contrôle de proportionnalité*）を行ってきたが、それは制限的であり、不安定かつ不明確であると指摘される<sup>40)</sup>。憲法院の判断は、その時々政治的・社会的状況と決して無関係ではない。多くの問題点が指摘された「国内治安のための法律」（2003年3月18日法）につき、憲法院は2003年3月13日の判決<sup>41)</sup>で、多くの解釈留保（*réserve d'interprétation*）を付しつつ合憲と判断した<sup>42)</sup>が、こうした「裁判官の自制も、今日のフランス社会を特徴づける治安主義的な雰囲気と無関係ではあり得ない」<sup>43)</sup>。要するに、「所与の時期に所与の社会に組み込まれる憲法院は、……その恐怖、期待または要求を受けかつ評価しないわけにはいかない」<sup>44)</sup>ということである<sup>45)</sup>。

犯罪・暴力のリスクに脅える人々の（完全な）保護への欲求は、幾つかの重大な刑事事件の発生を触媒として、リスクの直接の原因たる犯罪者本人の追跡・監視、隔離・排除の制度化を帰結してきた。「保安拘置」の仕組みを設けた2008年2月25日法こそは、まさにその典型例である。憲法院は、2008年2月21日の判決<sup>46)</sup>で、保安拘置は刑罰でも、処罰の性質を帯びる制裁でもないしつつ、保安拘置の自由剥奪の性質、その剥奪の期間、その無限の更新可能性、またそれが裁判所による有罪判決後に宣告されるという事実を考慮して、その遡及適用を定め

39) Vimbert, *op. cit.*, p. 718 ; Vincent-Legoux, *op. cit.*, p. 353.

40) Vimbert, *op. cit.*, p. 731 et s.

41) Décision n° 2003-467 DC du 13 mars 2003.

42) 憲法院は〈明白な過誤の法理〉を用いて審査し、法文における過度の不明確さの存在を否定して見せたが、ならばなぜ、解釈留保を付さねばならないかが問題となる。Lazerges, C. et Rousseau, D., *Commentaire de la décision du Conseil constitutionnel du 13 mars 2003, R.D.P.*, 2003, p. 1148 et s.

43) Jan, P., « Forum », *R.D.P.*, 2003, p. 367.

44) Vimbert, *op. cit.*, p. 738.

45) ジル・アルマン (Gilles Armand) は、憲法院が2003年3月13日判決などで、専ら〈明白な過誤の法理〉に基づく限定的な統制しか行わないことから、最近の立法者への憲法的規制の弱体化は明らかであるが、そうした憲法院の諸判決は、いずれも治安主義的なロジックに囚われた、システムの当事者（与党と政府、野党、世論など）により強制された判断にほかならないとする。Armand, G., « Que reste-t-il de la protection constitutionnelle de la liberté individuelle ? », *R.F.D.C.*, 2006, p. 37 et s.

46) Décision n° 2008-562 DC du 21 février 2008.

た部分を違憲と判断した。しかし、保安措置自体は「鎮圧的な」措置ではなく、無罪推定原則（1789年人権宣言第9条）の侵害には当たらないとする。この判決は多くの批判を浴びた<sup>47)</sup>。特に、重大な犯罪を犯した人間を、その潜在的な危険性を理由に、刑の執行後に拘禁するという措置（保安措置）が、無罪推定原則を侵害するものではないか、深刻に問われ得る。また、犯罪行為の結果ではなく単なるリスクに基づく拘禁措置は、刑事法分野における「予防原則」（*principe de précaution*）の適用であるとの指摘もある<sup>48)</sup>。

## おわりに

本稿の検討からは、フランスにおける最近のセキュリティ政策の展開が、全体として、厳罰主義（*punitivisme*）、厳罰化ポピュリズム（*populisme pénal*）、社会国家（*État social*）から「刑罰国家」（*État pénal*）・「治安国家」（*État sécuritaire*）への移行という特徴を示していることを看取し得る<sup>49)</sup>。このような〈厳罰化〉の現象は、欧米先進諸国に共通の現象であることが既に指摘されており<sup>50)</sup>、本稿はフランスについてそのことを一定程度裏づけるものとなろう。〈セキュリティの熱狂〉に囚われ、「恐怖による支配」（*le gouvernement par la peur*）の戦略<sup>51)</sup>が

47) 法学世界からの批判は厳しかったが、法的な勝利を得たはずの政府にとっても失望は大きかった。というのも、サルコジ大統領が約束した立法措置であったにもかかわらず、遡及適用の違憲判断により、その即時の執行を断念せざるを得なくなったからである。このため大統領は、破毀院院長に、憲法院判決の再検討を求める書簡を送ったが、国家元首のこのような振舞いは前代未聞である。Jan, P., « Le Président, le Conseil et la Cour, une histoire de Palais de mauvais goût », *A.J.D.A.*, 2008, p. 714 et s. Voir aussi, Rousseau, D. et Gahdoun, P.-Y., *Chronique de jurisprudence constitutionnelle 2008*, *R.D.P.*, 2009, p. 282.

48) 予防原則は、ここでは自由を侵害する目的で利用されている。Feldman, J.-P., « Un Minority Report à la française ? : La décision du 21 février 2008 et la présomption d'innocence », *La Semaine Juridique Édition générale*, n° 16, 16 avril 2008, pp. 40-41.

49) もちろん、IIで言及したように、いわば〈完全なアメリカ化〉が問題なのではない。セキュリティ政策モデルの変容の方向性が問題なのである。

50) 例えば、浜井浩一「はじめに—グローバル化する厳罰化ポピュリズムとその対策—」『犯罪社会学研究』33号（2008年）4頁以下、宮澤節生「民主主義国におけるポピュリズム刑事政策の台頭と日本の状況」『法社会学』67号（2007年）143頁以下を参照。日本の状況も、決してその傾向を免れていない。

51) 政治的な打算に基づく現実の極端な誇張（*dramatisation*）によって人々の間に犯罪不安が高まり、〈被害者保護〉の名において熱慮の空間が縮減され続け、冷静で確固たる診断に基づくセキュリティ政策への契機が失われることになる。Mucchielli, *op. cit.*, p. 10.

成功を収めつつあるフランスにおいて、今後、如何なるセキュリティ戦略が採用されていくのか、「安全」と「自由」の対立の調整が如何に図られるのか、引き続き注目していきたい<sup>52)</sup>。

---

52) 「民主的な内容のセキュリティ」を構想していく課題を提起し、セキュリティを作り出していく市民の能力を信頼すべきであるとする見解がある。Peyrat, D., « Société, liberté, sécurité », *Le Débat*, n° 127, 2003, p. 112. 増勢を続ける厳罰化のポピュリズムと対峙して、これを克服するための手がかりとなるか、注目したい。